

令和8年度前橋市園芸高温対策支援事業補助金交付要項

令和8年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所農政課（7階） 電話 027-898-6707（直通） 027-224-1111（内線3707） 電子メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>近年の記録的な猛暑により、農作物の収量減少や品質の低下等が発生していることを受け、園芸品目（野菜、果樹、花き）において高温対策につながる機器・資材等の導入を支援し、市内農業者の経営安定と農作物の安定供給を図ることを目的とします。</p>
内容	<p>補助対象者</p> <p>この補助金の交付対象となる方は、次のすべての要件に該当する農業者です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前橋市内に居住し、農業を営む個人事業主又は前橋市内に事業所を置き農業を営む法人であること。 2 前橋市内のほ場で農産物を栽培していること。 3 農産物販売農家又は認定新規就農者であること。 4 市税を滞納していないこと。 5 以下の暴力団排除に関する要件全てを満たしていること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

<p>交付の対象となる事業及び経費</p>	<p>高温対策機器及び資材等の導入に係る経費</p> <table border="1" data-bbox="427 230 1412 728"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 230 699 286">区分</th> <th data-bbox="699 230 1412 286">対象機器・資材等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 286 699 510">かん水</td> <td data-bbox="699 286 1412 510">かん水装置(かん水資材含む)、スプリンクラー、チラー(冷却水循環)装置等 ※水源の整備(井戸掘削、貯水タンク等)は除く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 510 699 622">換気・空気冷却</td> <td data-bbox="699 510 1412 622">換気扇、循環扇、外気導入ダクトファン、細霧冷房、ヒートポンプ等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 622 699 728">遮光・遮熱</td> <td data-bbox="699 622 1412 728">遮光ネット、遮熱フィルム等 ※塗布剤は除く</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="454 728 1412 806">上記の他に、市長が認める機器・資材等も対象とします。ただし、既存の機器・資材等の更新は対象外とします。</p> <p data-bbox="454 806 1412 929">対象経費については、国又は県等の補助事業と重複して申請しないこと。重複して申請した場合は、補助額の全部又は一部を返還しなければなりません。</p> <p data-bbox="438 963 1412 1288">【注】 補助対象者が課税事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されている事業者以外のもの)である場合、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいいます。以下同じです。)は、対象外経費です。</p>	区分	対象機器・資材等	かん水	かん水装置(かん水資材含む)、スプリンクラー、チラー(冷却水循環)装置等 ※水源の整備(井戸掘削、貯水タンク等)は除く	換気・空気冷却	換気扇、循環扇、外気導入ダクトファン、細霧冷房、ヒートポンプ等	遮光・遮熱	遮光ネット、遮熱フィルム等 ※塗布剤は除く
区分	対象機器・資材等								
かん水	かん水装置(かん水資材含む)、スプリンクラー、チラー(冷却水循環)装置等 ※水源の整備(井戸掘削、貯水タンク等)は除く								
換気・空気冷却	換気扇、循環扇、外気導入ダクトファン、細霧冷房、ヒートポンプ等								
遮光・遮熱	遮光ネット、遮熱フィルム等 ※塗布剤は除く								
<p>交付金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金額：6,000,000円以内 ・ 補助率：対象経費の3分の1以内で、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。 ・ 補助上限額：1経営体あたり50万円 								
<p>交付条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助対象者は、補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき、又は事業の全部若しくは一部を実施しなかったときは、当該額を返還しなければなりません。 4 補助対象者は補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産(以下財産という)の耐用年数に相当する期間を経過する前に処分しようとする場合は、あらかじめ財産処分協議書を提出し承認を受けなければなりません。 5 補助対象者は、財産の処分のための市長の承認を得るために 								

		<p>は財産の残存簿価（未償却残高）に補助率を乗じて得た額を返還しなければなりません。ただし、次の場合にはその限りではありません。</p> <p>(1) 市内の農業者への無償譲渡、無償貸付け、交換が行われる場合</p> <p>(2) 有償譲渡または有償貸付けした額が補助事業における自己負担額以下であり、かつ事業の悪化等による事業の継続が困難であると認められた場合</p> <p>6 補助対象者は、この補助事業にかかる財産管理台帳及び事業実績書等の書類を事業完了年次の翌年度から5か年間保存してください。ただし、上記4で定めた期間を経過しない場合は、その期間内において、財産管理台帳等を整備保管してください。</p> <p>7 補助対象者は、補助事業により取得した設備等を善良なる管理者の注意義務をもって管理してください。</p> <p>8 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>9 対象品目又は補助対象機器等を導入するハウスを対象とした、(1)～(3)のいずれかについて加入済み又は加入を検討すること。</p> <p>(1) 農業保険制度（収入保険、畑作物共済、果樹共済又は園芸施設共済）</p> <p>(2) 農産物価格安定対策事業</p> <p>(3) 民間事業者が提供する保険</p>
<p>交付申請の方法、時期等</p> <p>交付申請の 手続等</p>		<p>令和8年12月28日までに、次の書類により申請してください。ただし、予算額に達した時点で受付を締め切る場合があります。</p> <p>なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。</p> <p>1 交付申請書兼誓約書</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 実施位置図及び図面</p> <p>(3) 見積書（事業費20万円超は3者以上、事業費20万円以下は1者）の写し（有効期限内のもの）</p> <p>(4) 令和7年以降の農作物の販売を確認できる書類（出荷伝票等）又は認定新規就農者であることを確認できる書類の写し</p> <p>(5) 消費税の課税区分についての届出書</p> <p>(6) 市税完納証明書（発行から3か月以内のもの）</p> <p>(7) その他参考となる書類</p> <p>ただし、市長が認める場合は、添付書類の一部を省略することができます。なお、前橋市が市税の納付状況調査を行うことに同意する場合は、完納証明書の添付は不要です。</p>

	<p>また、事業の遂行上必要があるときは、概算払による補助金の交付を請求することができます。概算払を希望する場合は、概算払を必要とする理由、時期、金額等を具体的に記載した概算払を必要とする理由書を添付してください。</p> <p>【注】消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、(これに補助率を乗じて得た額を)減額して申請してください。ただし、申請時において、当該補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではありません。</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	申請書類等の審査や必要に応じて実地調査を行い、受理した日から30日以内に、補助金の交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。
対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の 手続	<p>1 補助対象者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p> <p>(1) 補助対象事業費の30%を超える減額変更をしようとする場合</p> <p>(2) 補助事業の内容の変更(補助事業の目的及び効果に影響しない軽微の変更を除きます)をしようとする場合</p> <p>(3) 事業主体の変更をしようとする場合</p> <p>(4) 補助事業を新設、中止、又は廃止しようとする場合</p> <p>(5) 施工箇所、設置箇所又は実施箇所の変更をしようとする場合</p> <p>(6) 事業量の30%を超える変更をしようとする場合</p> <p>(7) 補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合</p>
変更等承認決定の時期等	補助事業の変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。
請求の方法、支払時期等	<p>1 概算払により請求する場合</p> <p>(1) 補助金の交付申請時に、概算払を必要とする理由書を提出してください。</p> <p>(2) 補助金概算払請求書及びその金額の概算払を必要とする理由書(収支状況書等)を提出してください。理由書の内容を審査し、概算払をする額等を決定します。</p> <p>(3) 実績報告書の提出後、補助金額が確定しますので、補助金額が確定した後、補助金の未交付分があるときは、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。</p> <p>2 概算払によらずに請求する場合</p> <p>(1) 実績報告書の提出後、補助金額を確定します。</p> <p>(2) 補助金額が確定した後、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。</p>

	<p>3 請求後、内容を審査の上、支払います。</p>
<p>実績報告書の提出等</p>	<p>1 事業が完了した日から30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。</p> <p>(1) 実績報告書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 事業実績書</p> <p>イ 契約書又は注文書の写し</p> <p>ウ 引渡書又は納品書の写し</p> <p>エ 請求書の写し</p> <p>オ 領収書の写し又は支払いを証明できる書類</p> <p>カ 事業実施写真</p> <p>キ その他参考となる書類</p> <p>2 上記実績報告書類の内容を審査し、適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。</p> <p>3 消費税等を補助対象とし補助金の交付申請を行った後に、申告等により補助対象外となることが明らかになった場合は、消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告してください。</p>
<p>交付決定の取消又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 上記の規定は、補助金の額が確定した後においても適用されます。</p> <p>3 次の場合は、指定された期限までに補助金を返還しなければなりません。なお(3)に該当する場合には速やかに消費税仕入控除額報告書を提出してください。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した額を超える場合、超える部分の金額</p> <p>(3) 消費税等を補助対象とし補助金の交付を受けたあとに、申告等により補助対象外となることが明らかになった場合は、消費税等仕入控除税額報告書を速やかに提出し、対象外経費となる消費税等に係る補助金相当額を返還しなければなりません。</p>

様式		<ol style="list-style-type: none">1 交付申請書兼誓約書（様式第1号）2 事業計画(実績)書（様式第2号）3 消費税の課税区分についての届出書（様式第3号）4 交付決定通知書（様式第4号）5 変更等承認申請書（様式第5号）6 変更等承認通知書（様式第6号）7 実績報告書（様式第7号）8 補助金額確定通知書（様式第8号）9 補助金概算払請求書（様式第9号）10 補助金精算書兼交付請求書（様式第10号）
----	--	---